2016/05/15 赤旗

「外環の2」控訴審

実質判断さけ不当判決

計画阻止へ即日上告

控訴審判決の報告集会＝4月28日、武蔵野市

都が外環道の地上部に計画している都道「外環の2」をめぐり、武蔵野市の住民が都市計画決定の無効確認などを求めた「とめよう！『外環の2』武蔵野訴訟」の控訴審判決が4月28日、東京高裁であり、一審に続いて住民側の訴えを棄却しました。

判決は、「外環の2」計画が違法・無効だとする住民側の主張について実質的判断を行わないまま、都市計画決定で受けている権利制限は抽象的で具体的損害がないと判断、「都市計画決定は訴訟の対象となる行政処分にあたらない」として控訴を棄却。弁護団は「全く実質的判断に入らず、形式論に終わっている。行政訴訟の間口を広げようという昨今の流れにも反するものだ」と厳しく批判、即日、上告しました。

弁護団と支援者らは同日夜、武蔵野市内で判決報告集会を開き、80人が参加しました。

原告の上田圭子さんは「熊本地震を見てもわかるように人を助けるのは道路じゃなくて、人のつながりであり、コミュニティです。それを無視して道路をつくる都市計画を許してはならない。この先、平和なこの街を道路から守って、人の命をつなげる輪を広げていきたい」と、上告審を闘う決意を語りました。

集会は最後に「不当判決に屈することなく、これからも、地域住民が永年月をかけて築きあげてきた豊かな住環境を破壊し、地域のつながりを断ち切る『外環の2』計画に反対するとともに、最高裁へとたたかいの場を移すこの裁判をこれからも支持し」て闘うとの決議を満場の拍手で採択しました。